

第 32 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 健全化法に関する議論に対する意見

早稲田大学大学院会計研究科講師

藤澤 陽介

厚生年金基金解散時の残余財産の分配方法は規約に定めることとされているが、①最低積立基準額の比率で分配する方法と、②受給権者先取りの 2 つの方法で規定することが多い。残余財産が最低積立基準額を下回っている状態で残余財産を分配するケースでは、①の方式の場合、加入員・受給権者ともに各人の最低積立基準額に満たない額が分配される。一方で②の方式の場合、受給権者には最低積立基準額が分配されるが、加入員には最低積立基準額に満たない額が分配され、受給権者先取りしている分、その額は①の方式よりも少ない。

令和 4 年度末の積立状況を見ると、5 基金のうち 4 基金の最低積立基準額は純資産を下回っている。5 基金の純資産は、最低責任準備金の 1.5 倍を上回っているものの、一定程度のリスク資産を保有していることから、純資産が最低責任準備金の 1.5 倍を下回る可能性はゼロではない。

令和 6 年 3 月末が健全化法の期限である。その期限までに解散もしくは代行返上しないという判断は、母体企業や加入員を代表する理事会・代議員会が行ったものであり、受給権者の声を代表するものではない。将来的な解散命令の可能性もゼロではないことから、万が一そのような事態に陥った場合には、基金残存の意思決定に関与した加入員には一定の責任がある一方、関与しなかった受給権者には極力不利益がないよう、残存基金の解散時の分配方法は受給権者先取りとするなど優先的に配慮した方が良いと考える。

ただし、②の受給権者先取りの場合、受給権者と加入員で、分配額が大きく異なることもある。実際に厚生年金基金の解散実務に関与した経験があるが、60 歳の受給権者と 59 歳の加入員で分配額が大きく異なるケースもあった。残存基金は、解散時の分配方法について、加入員・受給権者に十分に周知する必要があるのではないか。

前回の部会では「代行返上を促す」という表現を用いたが、上記のような解散時の取扱いを精査することと併せて代行返上を「強く」促すことで、残存基金のすべてが代行返上を行う方向にもっていくことが、将来に禍根を残さない最善の方法であると思慮する。